

別表

(1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

1 基金事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助事業者	5 補助率
訪問看護職員就労支援事業費補助金	新人訪問看護職員 1人あたり 180千円	新人訪問看護職員が研修を受講する際の人件費（手当等は含まない。）	看護師等の人材確保の促進に関する法律第2条第2項に規定する指定訪問看護事業を行う事業所（介護保険法第71条の規定により開設者が指定居宅サービス事業者とみなされた病院及び診療所を除く。）	1/2
訪問看護ステーション派遣研修事業	1か所当たり 派遣研修経費 2,828千円 (派遣する看護職員の上限は、4名とし、1名あたり2ヵ月を派遣期間の上限とする。)	訪問看護ステーション派遣研修事業に必要な次に掲げる経費 派遣される看護職員に係る報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費 (ただし、同一法人立の訪問看護ステーションへの派遣にかかる経費については補助対象外とする。)	看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第2項に規定する病院等	1/2

別表

(2) 居宅等における医療の提供に関する事業

1 基金事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助事業者	5 補助率
特定行為研修事業費補助金	(1) 研修受講補助費用 1人1研修あたり 540千円	(1) 研修受講補助費用 訪問看護事業所又は介護保険施設で働く看護師が特定行為研修を受講する際に指定研修機関に支出した経費(入学金及び授業料。申請年度の受講期間に係る経費に限る)を当該看護師に補助した費用。	看護師等の人材確保の促進に関する法律第2条第2項に規定する指定訪問看護事業を行う事業所(介護保険法第71条の規定により開設者が指定居宅サービス事業者とみなされた病院及び診療所を除く。)及び介護保険法第8条第25項に規定する介護保険施設	1/2
	(2) 代替職員確保経費 1人1月あたり 230千円 ※ただし、1研修につき4月を上限とする。	(2) 代替職員確保経費 訪問看護事業所又は介護保険施設で働く看護師が特定行為研修を受講するにあたり、受講期間を通して1か月以上雇用した代替職員の賃金(申請年度の受講期間の賃金に限る)。		1/4

別表

(3) 医療従事者の確保に関する事業

1 基金事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助事業者	5 補助率
看護師等養成所 設備整備事業	1か所当たり13,335千 円（ただし、助産師養 成所にあつては、 21,735千円とする。）	標本、模型及び教育用機械器 具等の購入費 1品につき50千円を下限額と する。（ただし、助産師養成 所にあつては、10千円とす る。）	(1) 日本赤十字社 (2) 厚生農業協同 組合連合会 (3) 社会福祉法人 (4) 健康保険組合 及びその連合会 (5) 国民健康保険 組合及びその連 合会 (6) 学校法人及び 準学校法人 (7) 一般社団法人 及び一般財団法 人 (8) 医療法人 ただし、看護師等養 成所の設置等計画に 係る審査を受けてい る者に限る。また、 上記のうち(6)につ いては、学校教育法 （昭和22年法律第26 号）第1条に規定す る学校を除き、(7) 及び(8)について は、同法第124条に 規定する専修学校又 は同法第134条に規 定する各種学校の認 可を受けることので きるものに限る。 （ただし、助産師養 成所及び看護師養成 所2年課程通信制に あつてはこの限りで はない。）	1/2

1 基金事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助事業者	5 補助率
<p>新人看護職員研修事業</p>	<p>(1) 新人看護職員研修事業</p> <p>ア 研修経費</p> <p>(ア) 新人看護職員等が1名するとき 440千円</p> <p>(ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合586千円とする。また、愛知県へき地医療確保看護修学資金の被貸与者を含む場合1名につき440千円加算する。)</p> <p>(イ) 新人看護職員等が2名以上するとき 630千円</p> <p>(ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合776千円、新人保健師研修・新人助産師研修の両方を含む場合922千円とする。また、愛知県へき地医療確保看護修学資金の被貸与者を含む場合1名につき440千円加算する。)</p> <p>イ 教育担当者経費</p> <p>新人看護職員等5名以上の場合に5名ごとに</p> <p>215千円</p> <p>(ただし、愛知県へき地医療確保看護修学資金の被貸与者を含む場合215千円加算する。)</p> <p>※新人看護職員等の人数は、当該年度の4月末日現在に在職している新人看護職員、新人保健師及び新人助産師であって、それぞれの研修に参加する人数とし、上限を70名とする。なお、新人看護職員研修、新人保健師研修又は新人助産師研修の複数の研修を実施する施設において、複数の研修に参加する者は1名として計上する。</p> <p>ウ 備品購入経費</p> <p>500千円</p> <p>(ただし、50千円以上の備品を購入した場合に計上できることとする。なお、複数購入した場合は、その合計額とし、千円未満の端数は切り捨てとする。)</p>	<p>新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、賃金（外部の研修参加に伴う代替職員経費）</p> <p>新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）</p> <p>備品購入費</p>	<p>看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第2項に規定する病院等</p>	<p>1/2</p>

1 基金事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助事業者	5 補助率
	<p>(2) 医療機関受入研修事業</p> <p>(ア) 1名～4名を受け入れる場合 1施設当たり113千円</p> <p>(イ) 5名～9名を受け入れる場合 1施設当たり226千円</p> <p>(ウ) 10名～14名を受け入れる場合 1施設当たり566千円</p> <p>(エ) 15名～19名を受け入れる場合 1施設当たり849千円</p> <p>(オ) 20名以上受け入れる場合 1施設当たり1,132千円</p> <p>(カ) 受け入れる新人看護職員数が20名を超える場合 1名増すごとに45千円</p> <p>※1 医療機関受入研修事業は複数月で実施すること。 2 医療機関受入研修事業における受入人数については、1人当たり年間40時間で1人とし、上限は30人とする。なお、1人40時間に満たない場合は、複数人で40時間となれば1人とする。</p>	<p>医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第2項に規定する病院等</p>	<p>1/2</p>
<p>看護職員専門分野研修事業</p>	<p>受講者1人当たり 105千円</p>	<p>看護職員専門分野研修の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託費</p>	<p>認定看護師教育機関</p>	<p>10/10</p>

1 基金事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助事業者	5 補助率						
病院内保育所施設整備事業	<p>次に掲げる基準面積に1平方メートル当たり単価表に定める単価を乗じて得た額とする。</p> <p>基準面積＝ 収容定員×5㎡ (ただし、30人を限度とする。)</p> <p>注) 1 過去に同一の事業について補助を受け、現に使用している時は基準面積(基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。)から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。 2 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。</p> <p>〈1平方メートル当たり単価表〉</p> <table border="1" data-bbox="411 976 804 1093"> <tr> <td>鉄筋コンクリート造</td> <td>133,855円</td> </tr> <tr> <td>ブロック造</td> <td>117,230円</td> </tr> <tr> <td>木造</td> <td>133,855円</td> </tr> </table> <p>注) 上記基準単価は、基準額算定の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。</p>	鉄筋コンクリート造	133,855円	ブロック造	117,230円	木造	133,855円	病院内保育所として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	病院の開設者 (ただし、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会を除く。)	1/3
鉄筋コンクリート造	133,855円									
ブロック造	117,230円									
木造	133,855円									

1 基金事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助事業者	5 補助率						
看護師勤務環境改善施設整備事業	<p>次に掲げる基準面積に1平方メートル当たり単価表に定める単価を乗じて得た額とする。</p> <p>基準面積 1 看護単位につき50㎡ ナスコールを更新付設する場合は、1㎡当たり114,200円を加算する。</p> <p>注1) 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。 注2) 病院全体に関わる特定の目的のための整備内容は、1看護単位と同様とみなす。</p> <p>〈1平方メートル当たり単価表〉</p> <table border="1" data-bbox="432 1137 823 1249"> <tr> <td>鉄筋コンクリート造</td> <td>144,305円</td> </tr> <tr> <td>ブロック造</td> <td>125,970円</td> </tr> <tr> <td>木造</td> <td>144,305円</td> </tr> </table> <p>注) 上記基準単価は、基準額算定の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。</p>	鉄筋コンクリート造	144,305円	ブロック造	125,970円	木造	144,305円	<p>看護職員が働きやすく離職防止につながる次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>看護師詰め所 処置室 症例等検討会議室等</p> <p>ただし、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。</p> <p>(1) 土地の取得又は整地に要する費用 (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用 (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用 (4) 既存建物の買収に要する費用 (5) その他の整備費として適当と認められない費用</p>	<p>病院の開設者 (ただし、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会を除く。)</p>	<p>1/3</p>
鉄筋コンクリート造	144,305円									
ブロック造	125,970円									
木造	144,305円									